

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市個人情報保護審議会
会 長 井 上 道 夫

市が保有する個人情報の電子計算システム結合に係る答申書

令和 4 年 4 月 15 日付 4 飯総総第 36 号で諮問を受けた市が保有する個人情報の電子計算システム結合について、次のとおり答申します。

記

1 審査した情報の件名又は内容

各種証明書の電子交付実証事業について、市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算システムの結合を行うことが、飯塚市個人情報保護条例第 15 条第 2 項第 2 号の公益上の必要性に該当するかについて

2 答申の内容

本実証事業により、市の機関以外のものとの間において通信回線による電子計算システムの結合を行うことについて、飯塚市個人情報保護条例第 15 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、公益上の必要性があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認める。

3 諮問の概要

実施機関は市が発行する所得証明書について、マイナンバーカードの電子証明書及びブロックチェーン技術を用い、スマートフォンやタブレットにより電子申請から電子交付までの一連の行政手続きを行うための実証事業を行うものである。

当該実証事業の実施にあたっては、令和3年12月28日付で諮問(3飯総総第446号)を受け、審議会は令和4年1月27日付の答申(3飯総総第488号)で、飯塚市個人情報保護条例第14条第2項第5号の規定に基づき、「公益上の必要性」を認めるという判断を行った経緯がある。

今回の諮問は、市職員等300人を対象とした実証事業を行うにあたって、インターネット回線を介した市の機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算システムの結合の可否について、審議会に問うている。

4 審議会の意見

審議会は、通信回線による電子計算システム結合が飯塚市個人情報保護条例第15条第2項第2号に定める「公益上の必要があり、かつ個人の権利利益を侵害するおそれがない」と認められるかどうかについて審議した。

条例第15条第1項は「実施機関は、市の機関以外のものとの間において、通信回線による電子計算システムの結合はしてはならない。」と規定して、実施機関が個人情報の処理に当たって、実施機関以外のものに対して通信回線により結合された電子計算機を用いて情報を提供することを原則禁止している。

オンライン結合は、瞬時に大量の情報を送ることができるため、事務処理の効率化につながる反面、実施機関が保有する個人情報を他方が必要に応じ随時に引き出せるもので、その取り扱いによっては、個人の権利利益を侵害するおそれが高いものとなる。

しかしながら、ネットワークを活用した情報処理がデジタル社会の実現に向けて不可欠であることに鑑み、一律に禁止をするのではなく、事業の目的、個人情報の利用形態や権利利益の侵害のおそれ等を個別に検討した上で提供の可否を決定すべきである。

実施機関は「今回の実証事業は行政サービスのデジタル化の推進とブロックチェーン技術を活用した新産業の創出発展に寄与する取組である。また、令和4年6月に予定している行政文書の電子交付に係る実証事業の実施にあたり、国と協議を重ね得られた助言をもとに、システムの技術的な検証を行い、安全性を確認した。実証事業に参加する市職員等300人にはQRコードを配布し、対象者以外の個人情報が引き出せないようなシステム構成としており、証明書の提出先も飯塚市役所人事課に限定した提出先としている。このため、限定した関係者にしか利用しないという条件下においてリスクはないと判断した。」と説明している。

審議会としては、公益上の必要性については、既に令和4年1月27日付の答申において述べているとおり、行政のデジタル化は住民の利便性につながるものであり、かつ、

今回の実証事業の取組はブロックチェーン技術を活用し、所得証明書等の行政文書のデジタル発行を可能とする全国初の取組であり、その成果は、新産業創出につながることも期待されることから、条例第 15 条第 2 項第 2 号に定める「公益上の必要性あり」と判断する。

また、実施機関が説明したとおり、個人情報の保護、情報セキュリティ等に関する技術的知見を有する監視、監督体制を確保した上で、個人情報を保護する必要な措置を遺漏なく徹底するとともに、連携協定書及び市のサーバー管理基準に沿った運用状況が行われているかを常に把握し、問題が生じた場合は早期に是正するなど、個人情報の保護に万全を尽くすことを条件として、条例第 15 条第 2 項第 2 号に定める「個人の権利利益を侵害するおそれがない」と判断する。

5 付言事項

今回の実証事業は、実証事業への参加について承諾を得た市職員等 300 人のみを対象としており、かつ証明書の提出先も限定している等、将来的な実用化に向けた各種証明書の電子交付実証事業とはいえないものになっている。

そのため、審議会としては、今回の実証事業の条件下においてのみ、個人の権利利益を侵害するおそれがないものと判断したものであり、今後、市において実用化に向けた取組を進めるにあたっては、新たに条例第 15 条第 2 項第 2 号の規定に基づく「個人の権利利益を侵害するおそれがない」と認められるか否かについての判断が必要になることを申し添える。

尚、実証事業の際には、電子交付事業の実用化に向けた個人情報保護上の課題について、行政の立場からの問題提起のみならず、利用者である市民目線に立った問題点等の集約に努められたい。

6 審議会委員

会 長	井 上 道 夫
副会長	岡 松 明 人
委 員	下 村 孝
委 員	井 上 節 子
委 員	柴 田 美恵子
委 員	田 中 美奈子